平成２９年（フ）第２１１３号
横浜市金沢区六浦南４丁目19番５―302号
債務者　木下八重子（旧姓寺門）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
沖縄県沖縄市高原７丁目10番５号　サンクレスト高原206
債務者　宮嶋三智子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第６６４号
東京都稲城市平尾１丁目35番地の８サンパーク平尾３　201号室
債務者　下田　竜一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７０９号
東京都武蔵村山市神明３丁目137番地の２ウィスタリアガーデン105号
債務者　安齋　貴弘
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１０号
東京都武蔵村山市神明３丁目137番地の２ウィスタリアガーデン105号
債務者　安齋さやか
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９０号
東京都府中市新町１丁目72番地第２アパート２―205
債務者　兵頭　美鈴
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２１号
東京都小平市小川西町１丁目25番１―304号
債務者　綱島　亮子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９８７号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目21番地の18　メイハウス302
債務者　増田　和広
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０４号
東京都杉並区久我山４丁目26番３号メゾン・ド・久我山101
債務者　瓜田　金光
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９０５号
東京都武蔵野市関前２丁目31番３―101号コートアコート秋山
債務者　瓜田　　緑
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９３３号
東京都清瀬市野塩５丁目239番地15ラ・メゾンハラダ202号
債務者　吉廣　一征
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９６８号
神奈川県藤沢市遠藤822番地の２　アムール湘南202
債務者　的場　　力
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２５号
静岡県牧之原市坂部2523番地、旧住所静岡県牧之原市細江686番地11
債務者　杉岡　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５５号
静岡県浜松市南区河輪町612番地の１
債務者　大杉希未子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
静岡県浜松市南区渡瀬町810番地の５
債務者　安間　勘十
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係